

## 黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について

### 1 提案理由

浪岡地区の一般廃棄物を処分している黒石地区清掃施設組合は、令和 8 年 3 月末をもって解散することとしており、解散に伴う同組合の財産処分については、地方自治法第 2 8 9 条及び第 2 9 0 条の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、関係地方公共団体の議会の議決を経ることとされている。

また、同組合の解散に伴う事務の承継についても、同組合規約第 1 2 条により加入市町村の議会の議決を経てする協議によりこれを定めるものとされていることから同組合の財産処分及び事務の承継について、令和 7 年第 3 回市議会定例会に提案するもの。

### 2 処分する財産

(1) 土地 (地籍合計 (42 筆) : 123, 448. 44 m<sup>2</sup>)

| 区分           | 所在                          | 地目          | 地積 (m <sup>2</sup> ) |
|--------------|-----------------------------|-------------|----------------------|
| 環境管理センター     | 黒石市大字竹鼻字北野田 468 番外 8 筆      | 宅地、<br>用悪水路 | 17, 842. 88          |
| 北側搬入道路 (拡幅等) | 青森市浪岡大字本郷字平田 364 番 2 外 6 筆  | 田           | 291. 56              |
| 沖浦埋立処分地      | 黒石市大字沖浦字長沢出口 2 番 221 外 25 筆 | 山林、原野       | 105, 314. 00         |
|              |                             | 合 計         | 123, 448. 44         |

(2) 建物 (延床面積合計 (8 棟) : 6, 750. 073 m<sup>2</sup>) ※未登記建物

| 名称                 | 構造等          | 延床面積 (m <sup>2</sup> ) |
|--------------------|--------------|------------------------|
| ごみ処理施設 (焼却棟外 4 棟)  | 鉄骨鉄筋コンクリート造外 | 4, 538. 480            |
| 粗大ごみ処理施設           | 鉄骨造一部 R C 造  | 2, 115. 100            |
| 沖浦埋立処分地 (管理棟外 1 棟) | 鉄筋コンクリート造    | 96. 493                |
| 合 計                |              | 6, 750. 073            |

(3) 物品

- ・車両 7 台 (内訳 : 小型乗用車、大型特殊車両、小型特殊車両、普通貨物車、軽貨物車)
- ・備品 令和 8 年 3 月 3 1 日現在の備品台帳登録の備品 (車両以外の物品)

(4) 基金

財政調整基金 令和 8 年 3 月 3 1 日現在における残高 (見込額 : 1 1 0 , 2 8 4 千円)

### 3 処分する財産の帰属先

黒石市

### 4 処分時期

令和 8 年 4 月 1 日

### 5 事務の承継

| 承継先 | 承継する事務                                            |
|-----|---------------------------------------------------|
| 青森市 | 浪岡地区のごみの収集、運搬及び処分に関する事務                           |
|     | 一般廃棄物処理業の許可に関する事務 (し尿及び浄化槽に係る汚泥の処理業の許可に関する事務を除く。) |
| 黒石市 | ごみ処理施設の設置及び維持管理に関する事務                             |
|     | 令和 7 年度決算の審査及び認定に関する事務                            |
|     | 歳計現金及び交付税 (公債費元利償還算入分) の管理に関する事務                  |
|     | 組合が所有するごみ処理施設の廃止に関する事務                            |
|     | 公文書の管理に関する事務                                      |